

同意通知書（証明資料提出同意通知書）の有効期限をご確認ください

平成 22 年 11 月 4 日

日本商工会議所

同意通知書の有効期限につきましては、最長で 3 年以内の設定となっております。

発給件数が多く、ご利用企業も多い日タイ協定につきましては、2010 年 10 月 31 日をもちまして、協定発効後 3 年が経過することから、引き続きの利用を希望される場合、同意通知書の再提出手続きをしないと、利用いただくことができない状況となっております。

つきましては、有効期限が切れる案件につきましては、特定原産地証明書発給システムを通じて、同意通知書の再提出いただくことにより同意通知期間の延長作業をお願いいたします。

なお、原産判定済みの產品に、部材構成の変更などが生じている場合（日本製部材を一部外国産に変更、部材の構成割合の変更など）、この機会に、改めて原産判定申請をされますよう併せご案内いたします。

また、他の協定につきましても、この機会に同意通知の有効期限を再確認いただきますととともに、原産品判定の結果（各協定の品目別規則における原産資格）につきましても、必要に応じてご確認ください。

【ご参考】

（証明資料提出同意通知書の入力方法について）

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/doitsuchi.pdf>

（原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/verification.pdf

（繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

以 上